3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品　　目	工　　程	規　　格	金　　額
キャップ通し	電線の端末に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせる。		１個につき　72銭
カプラー差し	カプラーに電線の端末に取り付けられた端子を差し込む。	長さが500㎜以下の電線について行うもの。	１本につき　52銭
		長さが500㎜を超え1,500㎜以下の電線について行うもの。	１本につき　60銭
		長さが1,500㎜を超える電線について行うもの。	１本につき　69銭
仮巻き	カプラー差しを終えた長さ1,500㎜を超える電線を次工程へ送るため仮に束ねる。		８本以下のもの１本につき　29銭
			９本目から本数１本につき　21銭
外装テーピング	集束線の外装を保護するためテープを２分の１重ねて巻き付ける。		使用テープ１ｍにつき　２円94銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れる。	15㎝を超え50㎝以下のチューブについて行うもの。	チューブ１本につき　72銭

4　効力発生の日　平成27年４月23日

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十七年三月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一、調査の種類　都市部官民境界基本調査

二、調査を実施する者の名称　国土交通省

三、調査地域

北海道　小樽市

山形県　上山市

茨城県　土浦市、大洗町

埼玉県　越谷市、久喜市

千葉県　習志野市

東京都　小平市

神奈川県　藤沢市、秦野市、相模原市、逗子市、鎌倉市、松田町

富山県　射水市

静岡県　熱海市、富士市、静岡市、下田市、焼津市、湖西市、浜松市、沼津市、松崎町、東伊豆町、西伊豆町、南伊豆町

愛知県　名古屋市、刈谷市、西尾市、田原市、豊橋市、南知多町

三重県　津市、伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、南伊勢町、紀北町、御浜町、川越町、明和町、紀宝町

滋賀県　大津市、草津市

京都府　京都市

大阪府　大阪市、寝屋川市、堺市

兵庫県　芦屋市、神戸市、尾崎市

鳥取県　境港市

徳島県　徳島市

愛媛県　宇和島市

高知県　室戸市、須崎市、土佐清水市、四万十町、中土佐町

佐賀県　佐賀市

熊本県　熊本市

大分県　大分市、臼杵市、佐伯市、津久見市

宮崎県　宮崎市、延岡市、串間市、高鍋町

四、調査期間

平成二十七年及び平成二十八年

（ただし、静岡県静岡市、滋賀県大津市、大阪府堺市については、平成二十二年～平成二十八年）

（ただし、埼玉県越谷市、千葉県習志野市、静岡県富士市、愛知県名古屋市、三重県伊勢市、大阪府大阪市については、平成二十三年～平成二十八年）

（ただし、茨城県土浦市、神奈川県藤沢市、滋賀県草津市、兵庫県芦屋市、大分県津久見市については、平成二十四年～平成二十八年）

（ただし、山形県上山市、宮崎県高鍋町については、平成二十五年～平成二十八年）

（ただし、北海道小樽市、東京都小平市、神奈川県逗子市、松田町、静岡県下田市、焼津市、沼津市、松崎町、東伊豆町、西伊豆町、南伊豆町、愛知県刈谷市、三重県津市、松阪市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、南伊勢町、紀北町、御浜町、川越町、明和町、紀宝町、兵庫県神戸市、尾崎市、鳥取県境港市、徳島県徳島市、愛媛県宇和島市、高知県四万十町、中土佐町、佐賀県佐賀市、熊本県熊本市、大分県臼杵市、佐伯市、宮崎県宮崎市、延岡市、串間市については、平成二十六年～平成二十八年）

公　告

諸　事　項

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年３月24日

芝税務署長　芳賀　清喜

届出した者　ジャパン・リアルティ・インベスターズ・リミテッド

事務所等の名称　ジャパン・リアルティ・インベスターズ・リミテッド

事務所等の所在地　東京都港区虎ノ門四丁目１番17号

責任者の氏名　ジョン・ポール・トッピーノ

証明書の有効期限　平成29年10月15日

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年３月24日

芝税務署長　芳賀　清喜

届出した者　マルティック・リミテッド

事務所等の名称　マルティック・リミテッド

事務所等の所在地　東京都港区虎ノ門四丁目１番17号

責任者の氏名　ジョン・ポール・トッピーノ

証明書の有効期限　平成29年10月15日

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年３月24日

芝税務署長　芳賀　清喜

届出した者　ロケット・リアルティ・リミテッド

事務所等の名称　ロケット・リアルティ・リミテッド

事務所等の所在地　東京都港区虎ノ門四丁目１番17号

責任者の氏名　ジョン・ポール・トッピーノ

証明書の有効期限　平成29年10月15日

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年３月24日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　処分をした年月日　平成27年２月23日

2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　木平　善久　一級建築士　第215943号

3　処分の内容　戒告